



教育委員会の体制が新しく

教育委員長に 武田さんが就任



▲武田教育委員長

教育委員長
武田善勝

(70歳、八日市金屋二丁目)

任期…3月24日から1年間

委員長職務代理者
坂田正幸

(51歳、山上町)

任期…3月24日から1年間

教育委員(新任)

辻京子

(53歳、猪子町)

任期…3月24日から4年間

(敬称略)

早期発見が健康生活の第一歩

人間ドック・脳ドック 健診費用の一部を助成



滋賀県「健康づくり」健診(検診)キャラクター「しがのハタ&クミ」

東近江市国民健康保険では、生活習慣病や脳血管障害、脳疾患を早期に発見するため、人間ドックなどの健診を受けた人にその費用の一部を助成しています。

人間ドック・脳ドック健診を受診し、身体の状態をチェックして、健康管理にお役立てください。

さい。

■助成対象者

次の①～④をすべて満たす人

①平成26年4月1日から平成27年3月31日までに受診される人

②受診時に東近江市に3か月以上在住の人

③受診時に国民健康保険に加入している19歳から74歳までの人

④国民健康保険料をすべて納めている人

※同じ年度内に国民健康保険が実施する特定健康診査を受診された人や、治療中患者情報の提供票を提出された人は、助成を受けることができません。

※この助成を受けられた場合

は、健診結果の提出が必要です。

■助成金額

健診費用の5割(限度額2万円)

■申込期限

平成26年12月26日(金)まで

※平成27年1月～3月に受診予定の人も必ず受付期限までに申請してください。期限終了後は受付できません。

■申込方法

①健診機関へ、人間ドック・脳ドックの申し込みをしてください。

②「東近江市国民健康保険被保険者証」と「特定健診受診券(40歳以上のみ)」を持参し、保険年金課または各支所で申請をしてください。

※①、②はどちらが先でもかまいませんが、必ず受診前に申請してください。

■申問保険年金課

☎0748-24-5631

☎0505-801-5631

または各支所

みなさんの活動を応援します!

地域活動支援補助金 (市民公益活動支援)の募集開始

地域活動支援補助金は、市民活動団体が実施する活動のうち、公益的な活動に対して助成する補助金制度です。



▲昨年度の補助対象事業「おみサンバ・パーカッション・ワークショップ」

助成対象事業は、審査会でのプレゼンテーションにより選考し決定します。

①5人以上で構成され、定款

や規約などがあり、市民公益活動を行う団体

②6月13日(金)まで(必着)

※申請期間終了後は受付できません。

■補助率：補助対象経費の総額の75%

■補助限度額：1団体30万円以内

※詳しくは募集要項をご確認ください。また、所属する団体の活動が補助金の対象に該当するかについてもお気軽にお問い合わせください。

※まちづくり協議会支援補助金は各まちづくり協議会に別途お知らせしています。

申問まちづくり協働課

☎0748-24-5623 IP0505-801-5623



東近江市レインボー大使が決定

市観光協会が募集した今年度の「東近江市レインボー大使」に、山田早紀さん（21歳、東近江市⇨写真右）と清水翔子さん（21歳、東近江市）が選ばれました。お二人は、5月25日（日）の東近江大嵐まつりをはじめ、各種行事に参加し、本市の魅力や観光名所を発信してください。



消費税率引き上げの負担を緩和する2つの給付金

「臨時福祉給付金」 「子育て世帯臨時特例給付金」

消費税率の引き上げによる負担を緩和するため、所得の低い人には「臨時福祉給付金」を、子育て世帯には「子育て世帯臨時特例給付金」を臨時的な措置として支給します。

■ 手続き

給付金を受け取るには申請が必要です（申請先は本年1月1日時点の住民登録地となります）

本市での申請受付の開始は7月以降の予定です。申請の方法や時期は詳細が決まり次第、広報紙などでお知らせします。

■ 対象者および支給金額

● 臨時福祉給付金

平成26年度の市民税が非課税の人（市民税課税者の扶養親族または事業専従者、生活保護の受給者などを除く）
支給金額：1人につき10,000円（基礎年金受給者や児童扶養手当受給者などには5,000円の加算があります）

● 子育て世帯臨時特例給付金

平成26年1月分の児童手当（特例給付含む）を受給している人で、平成25年中の所得が児童手当の所得制限限度額未満の人（臨時福祉給付金の対象児童、生活保護の受給対象児童などを除く）

支給金額：対象児童1人につき10,000円

☎ 臨時給付金事業対策室 ☎ 0748-24-5575 IP 0505-801-0904

助成対象の年齢拡大、医療機関での自己負担割合が一部変更

8月1日から

福祉医療費助成制度の一部を改正します



現在、65歳～69歳で市県民税非課税世帯の人またはひとり暮らし高齢寡婦（所得制限あり）の人が対象の福祉医療費助成制度を8月1日から次のとおり改正します。

■ 対象者

次の①または②に該当する65歳～74歳の人

① 低所得老人：本人、配偶者、扶養義務者の市県民税が非課税の世帯

② ひとり暮らし高齢寡婦（所得制限あり）

● 医療機関にかかるとき

市が交付する受給券を保険証と一緒に提出してください。

※受給券の交付は、事前に申請が必要です。対象者には申請書を随時郵送しますので、忘れずに申請してください。

☎ 保険年金課または各支所

☎ 保険年金課

☎ 0748-24-5631 IP 0505-801-5631

■ 助成対象者の自己負担割合

65～69歳	2割	平成26年8月2日以降に65歳の誕生日を迎える人
	1割	平成26年8月1日までに65歳の誕生日を迎える人
70～74歳	1割	平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える人 ※ただし、低所得老人福祉医療費、ひとり暮らし高齢寡婦福祉医療費の助成を受けている人で、4月2日～7月1日に70歳の誕生日を迎える人は、5～7月の自己負担額が2割となります。 なお、8月以降に申請いただくと助成分（1割）をお返しします。 ☎ 領収書の原本、保険証、振込口座のわかるもの ☎ 保険年金課または各支所



郷土愛を名前に込めて

(仮称)奥永源寺道の駅 名称募集

国道421号石樽トンネルの開通により奥永源寺地域は三重と滋賀を結ぶ交通の要所となりました。本市の東の玄関口として来訪者をお迎えし、ドライブバーなどの休憩所ともなる「(仮称)奥永源寺道の駅」が平成27年春に鈴鹿の里コミュニティセンター内にオープンする予定です。

全国に地域の魅力を発信し、みなさんに親しみをもつていただける名称を募集します。

■名称の条件

- ① 地域を代表する道の駅にふさわしいもの
- ② 場所がイメージできるもの
- ③ わかりやすく簡潔なもの
- ④ ほかの地名や施設と混同されないもの

■応募内容

- ① 名称「道の駅○○○○」(漢字の場合ふりがなも)
- ② 命名の理由(100字以内)
- ③ 氏名(ふりがな)、住所、年齢、性別および電話番号

■応募方法

郵送、メール、持参(道の駅開設準備室、永源寺支所または鈴鹿の

里コミュニティセンター)のいずれかの方法でご応募ください。

※応募用紙は道の駅開設準備室に設置しています。また、市ホームページからもダウンロードいただけますが、必要事項の記載があれば既存のがきなどを使っていたいただいてもかまいません。

【5月20日(火) 午後5時まで (郵送は当日消印有効)】

対市内在住または在勤、在学の人

◆採用者の中から抽選で、地元特産品の詰め合わせを贈呈!

■注意事項

応募作品に関する一切の権限は、東近江市に帰属します。

◆プレイベントを開催!

こんにやくなど地元物産を販売
時5月3日(祝)・4日(祝)
午前9時〜午後2時

場 鈴鹿の里コミュニティセンター

申 園道の駅開設準備室

〒527-8527

東近江市八日市緑町10番5号

☎0748-2415574

IP 0505-801-0525

michinoeki@city.nigashionmi.shiga.jp

いざというときの水の確保に

「非常災害用井戸」の登録にご協力ください!

本市では、震災などの災害時に、被災者がトイレや掃除などに使用する生活用水として提供していただく個人所有井戸の非常災害用登録制度を4月から開始しています。



趣旨をご理解いただき、登録にご協力をお願いします。

■登録要件

次の①～⑤に該当かつ内容に同意いただける井戸所有者

- ① 市内にある井戸(電動式ポンプ含)であること
- ② 災害時に無償で井戸水を提供していただけること
- ③ 現在、井戸を使用しており、今後も引き続き使用する予定であること
- ④ 門、玄関、塀など、近隣から見える場所に非常災害用井戸とわかる標識の掲示に同意いただけること
- ⑤ 井戸情報の公開に同意いただけること

※飲用は対象外です。

■申出方法

防災危機管理課または各支所に設置の用紙でお申し出ください。(市ホームページからもダウンロード可能)

申 園防災危機管理課 ☎0748-24-5617 IP 0505-801-5617

子どもたちと夏休みの思い出づくり

やまの子キャンプ

青年リーダー募集

本市の豊かな自然を舞台に小学生が仲間と協力して生活する「やまの子キャンプ」。野外活動など子どもたちの活動をサポートする青年リーダーを募集します。経験や資格は問いません。

場 河辺いきもの森

場 愛郷の森キャンプ場

申 5月8日(木)まで

対 高校生以上でおおむね30歳まで

申 園生涯学習課

☎0748-2415672

IP 0505-801-5672



無料開放!スポーツ三昧の1日に

市民ふれあいスポーツ day! in布引運動公園

時 5月6日(火・振休) 10:00~15:00

■芝生ふれあいday♪

場 布引グリーンスタジアム

県内一を誇る陸上競技場の天然芝で楽しく遊ぼう!子ども向け遊具や陸上器具を無料で利用いただけます。また、当日に限り、芝生でお弁当を食べてもOK!(レジャーシートを持参してください)

場 布引グリーンスタジアム

☎ 0748-20-1230 IP 0505-802-8801

■スポーツ健康day♪

場 布引運動公園体育館

体力測定のほか体脂肪量や骨格筋量がわかるインボディ測定で体のチェックをしてみませんか。そのほか、バスケットボール、チアリーディングの体験コーナーもあります。(申し込みが必要)

場 布引運動公園体育館

☎ 0748-25-2633 IP 0505-801-2633

“一歩踏み出そう!” 学びで育つ豊かな心

「東近江市民大学」受講生募集



① 6月5日(木)
19:30から
京都大学名誉教授
井村 裕夫さん



<公開講座>
② 7月15日(火)
19:30から
元プロテニス選手
福井 烈さん



③ 7月26日(土)
13:30から
ジャーナリスト
池上 彰さん



④ 9月13日(土)
13:30から
医学博士
川島 隆太さん



⑤ 10月2日(木)
19:30から
経済評論家
加倉井 弘さん



⑥ 10月29日(水)
19:00から
俳優
紺野 美沙子さん

場 八日市文化芸術会館 定員 700人(申し込み先着順)

料 市内在住または在勤・在学者: 5,000円

上記以外の人: 7,000円

内容 生涯学習課、または各地区コミュニティセンター、八日市文化芸術会館

※ 1講座2,000円の聴講制度もあります。また、第2講座(公開講座)および市内在住、在学の中学・高校生は無料です。いずれも事前に生涯学習課までお申し込みください。

場 生涯学習課 ☎ 0748-24-5672 IP 0505-801-5672

将来への橋わたし

国民年金

年金に関する手続きを
忘れずに!



■学生納付特例制度

20歳以上の人は、学生でも国民年金に加入しなければなりません。しかし、本人の前年所得が一定基準以下の場合には、申請すれば国民年金保険料の納付が猶予されます。

平成26年度の猶予承認期間は、平成26年4月から平成27年3月分までです。なお、継続を希望する場合は、毎年4月以降に申請が必要です。

手続きは、保険年金課または各支所で行っていただけます。詳しくは、お問い合わせください。

◆申請に必要なもの Ⅱ年金手帳(お持ちの人)、印鑑、学生証(コピーでも可) または在学証明書

■障害基礎年金

国民年金の加入中に病気やけがなどで障がいの状態になったときは、障害認定日(初診日から1年6か月を経過した日またはその期間内に症状が固定した日)におい

て、国民年金法施行令別表で定める障害の程度が1級・2級に該当した場合、障害基礎年金を受給することができます。

ただし、請求には公的年金保険料の納付要件を満たしていることが必要です。なお、20歳前に初診日がある病気やけがにより障がいの状態になった人で、障害年金の1級・2級に該当する人は年金を受給することができませんが、本人に一定額以上の所得やそのほかの年金受給がある場合は支給が制限されます。

■離婚時の厚生年金分割制度

離婚後の夫婦双方の年金受給額に大きな開きがある問題を解消するため、離婚時に厚生年金保険料納付記録を当事者間で分割できる制度です。分割後は、分割した保険料記録に基づき、将来の年金額が計算されます。

ただし、年金を受給するには、ご自身の年金受給資格期間を満たしていることが必要です。

詳しくは、彦根年金事務所(☎ 0749-123-1116)へお問い合わせください。

■保険年金課

☎ 0748-24-5631

IP 0505-801-5631

または各支所

■記号の説明・・・時=日時 場=場所 対=対象 定=定員 料=費用
申=申し込み 問=問い合わせ IP=IP電話

